

自己点検シート(夜間対応型訪問介護)

点検項目	確認事項	根拠条文
I 基本方針等		
1	基本方針 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居室を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居室において生活を送ることができるようにするための援助を行っていますか。	基準第4条
2	指定夜間対応型訪問介護 提供する時間帯は、22時から6時までの間は最低限含んでいますか。なお、8時から18時までの間の時間帯を含むことは認められません。	基準第5条
II 人員基準		
3	訪問介護員等の員数 提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たるオペレーターを1名以上及び利用者の面接その他の業務を行う面接相談員を1名以上配置していますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。また、面接相談員は、オペレーターが従事することも差し支えない。) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上ですか。 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、提供時間帯を通じて専ら1名以上配置していますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。) オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員ですか。 なお、3年以上のサービス提供責任者の経験者をもって充てることができます。	基準第6条
4	管理者 管理者は常勤専従職員を配置していますか。ただし、管理上支障がない場合は、事業所他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、日中オペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定をあわせて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができます。	基準第7条
III 設備基準		
5	設備及び備品等 オペレーションセンターには、利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器及び随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等を備えていますか。 利用者に対して、適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器を配布していますか。	基準第8条

点検項目	確認事項	根拠条文
IV 運営基準		
6	内容及び手続きの説明及び同意 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	基準第3条の7
7	提供拒否の禁止 正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	基準第3条の8
8	サービス提供困難時の対応 自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	基準第3条の9
9	受給資格等の確認 サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	基準第3条の10
10	要介護認定の申請に係る援助 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	基準第3条の11
11	心身の状況等の把握 サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	基準第3条の12
12	居宅介護支援事業者等との連携 サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	基準第3条の13
13	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 利用申込者又はその家族に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	基準第3条の14
14	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	基準第3条の15
15	居宅サービス計画等の変更の援助 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	基準第3条の16
16	身分を証する書類の携行 従業者に身分証を携行させ、面接時、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	基準第3条の17
17	サービスの提供の記録 提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	基準第3条の18
18	利用料等の受領 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合の利用料と、地域密着型サービス費用基準額との間に不合理な差額を設けていませんか。 通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用を徴収していませんか。	基準第3条の19

点検項目	確認事項	根拠条文
19	保険給付の請求のための証明書の交付 法定代理受領サービスではない、夜間対応型訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	基準第3条の20
20	指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針 定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行うとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行っていますか。 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	基準第9条
21	指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業員は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び援助を行っていますか。 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 介護技術の進歩に対応した適切な介護サービスを提供していますか。 利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。	基準第10条
22	夜間対応型訪問介護計画の作成 オペレーションセンター従業員は、夜間対応型訪問介護計画を作成していますか。 夜間対応型訪問介護計画は居宅サービス計画に沿った内容となっていますか。また、必要に応じて変更していますか。 夜間対応型訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。 夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付していますか。 夜間対応型訪問介護計画に沿っているか実施状況の把握し、訪問介護員等へ助言・指導等の管理を行っていますか。	基準第11条
23	同居家族に対するサービス提供の禁止 訪問介護員等が同居家族に対して夜間対応型訪問介護を提供していませんか。	基準第3条の25
24	利用者に関する市町村への通知 利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護等状態の程度を増進させたと認められるときは、その旨を市町村に通知していますか。 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、その旨を市町村に通知していますか。	基準第3条の26
25	緊急時等の対応 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	基準第12条

点検項目	確認事項	根拠条文
26 管理者等の責務	管理者は、介護従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の管理を一元的に行っていますか。	基準第13条
	介護従業者に必要な指揮命令を行っていますか。	
	オペレーションセンター従業者は、利用申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っていますか。	
27 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務内容 ・営業日及び営業時間 ・サービス内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・緊急時等における対応方法 ・合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ・その他運営に関する重要事項 	基準第14条
28 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、勤務の体制を定めていますか。	基準第15条
	当該事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供していますか。（ただし、随時訪問サービスは、他の事業所との連携を図ることにより、効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、他の事業所の訪問介護員等に行わせることができる。）	
	訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	
29 衛生管理等	訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	基準第3条の31
	設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。	
30 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	基準第3条の32
31 秘密保持等	従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	基準第3条の33
	従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。	
	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	
32 広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	基準第3条の34
33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準第3条の35

点検項目	確認事項	根拠条文
34 苦情処理	<p>提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。</p> <p>苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。</p> <p>提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出等に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>市町村からの求めがあった場合には改善内容を市町村に報告していますか。</p> <p>提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p>	基準第3条の36
35 地域との連携	<p>事業の運営に当たっては、提供サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p>	基準第16条
36 事故発生時の対応	<p>利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。（過去に事故が発生していない場合、発生したときに備えて、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡や、必要な措置、事故の状況・処置について記録をする体制を整えていますか。）</p> <p>利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。（賠償すべき事故が発生したことがない場合、損害賠償を速やかに行える体制を整えていますか。）</p> <p>事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。</p>	基準第3条の38
37 会計の区分	<p>他の事業との会計を区分していますか。</p>	基準第3条の39

点検項目	確認事項	根拠条文
38 記録の整備	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護計画 ・提供した具体的なサービスの内容等の記録 ・利用者に関する市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	基準第17条

V 変更の届出等

39	<p>事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該夜間対応型訪問介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を本市に届け出ていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称及び所在地 ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・事業所の平面図及び設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・運営規程 ・夜間対応型訪問介護費の請求に関する事項 ・役員の氏名、生年月日及び住所 	介護保険法第78条の5
----	---	-------------

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指導係ホームページより引用作成